

庁舎計画推進委員会検討部会設置要領

平成 25 年 10 月 1 日

25 世庁舎計第 3 号

改正 平成 26 年 4 月 1 日 26 世庁舎計第 10 号

平成 27 年 4 月 1 日 27 世庁舎計第 7 号

(目的)

第 1 条 この要領は、世田谷区庁舎計画推進委員会設置要綱(平成 23 年 7 月 1 日 23 世企第 99 号。以下「要綱」という。)第 5 条第 2 項の規定に基づき庁舎計画推進委員会検討部会(以下「部会」という。)について必要な事項を定める。

(部会の開催)

第 2 条 庁舎計画推進委員会委員長(以下「委員長」という。)は、部会を招集し、会議を主宰する。
2 庁舎計画推進委員会副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(部会の構成)

第 3 条 部会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 庁舎計画推進委員会委員長及び副委員長
- (2) 世田谷総合支所長、政策経営部長、地域行政部長、総務部長、危機管理室長、財務部長、施設営繕担当部長、生活文化部長、保健福祉部長、都市整備部長、拠点まちづくり担当部長、道路整備部長、教育次長
- (3) 政策企画課長、財政課長、総務課長、庁舎計画担当課長
- (4) その他、委員長が必要と認める者
- (5) 委員長は、必要に応じ区長に出席を求めることができる。

(アドバイザー等の招致)

第 4 条 庁舎計画推進委員会委員長が必要と求める場合に要綱第 6 条の規定により区長が指定したアドバイザー等を招致することができる。

2 アドバイザー等は、部会に出席し委員長の求めに応じ必要な助言及び意見を述べるものとする。

(作業部会)

第 5 条 委員長は、専門的な事項について調査し、及び検討するため、作業部会を置くことができる。

(事務局)

第 6 条 部会の事務は、総務部庁舎計画担当課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、部会の設置及び運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日26世庁舎計第10号）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日27世庁舎計第7号）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。